

第 7 号議案

福井県立青少年センター設置および整理に関する条例を廃止する条例
の施行に伴う関係規則の整理に関する規程の制定について

別紙のとおり、福井県立青少年センターに関する規則（福井県教育委員会
規則第十二号）を廃止し、福井県教育委員会行政組織規則（福井県教育委員
会規則第五号）等の一部を改正する。

平成 28 年 5 月 13 日提出

教育長 森 近 悦 治

提 案 理 由

福井県立青少年センター設置および整理に関する条例を廃止する条例
の施行に伴い、所要の規定の改正が必要となるため、この案を提出する。

福井県立青少年センター設置および管理に関する条例を廃止する

条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定

1 目的

福井県立青少年センターの廃止（平成28年6月1日）に伴い、関係規則の一部を改正する。

2 改正規則の概要

No.	名 称	所管部局	改正内容
1	福井県立青少年センターに関する規則	教育委員会	廃止
2	福井県教育委員会行政組織規則	教育委員会	以下の条文から青少年センターに係る規定を削る 第4条 機関 第8条 各課の業務 第19条 教育機関 第24条 青年の家業務 第31条 職員およびその職務
3	福井県教育庁および教育機関に勤務する職員の服務に関する規定	教育委員会	第8条条文から青少年センターを削る
4	福井県教育委員会職員被服等貸与規程	教育委員会	別表から青少年センターを削る
5	福井県教育委員会職員衛生管理規程	教育委員会	別表第2から青少年センターを削る
6	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程	教育委員会	別表第2から青少年センター所長を削る

3 青少年センターの廃止

- (1) 廃止月日 平成28年5月31日を持って廃止（施行日 6月1日）
- (2) 廃止条例 平成28年2月県議会において上程・可決

4 公布・施行日

- (1) 公布日 平成28年5月（教育委員会附議後速やかに）
- (2) 施行日 平成28年6月1日

福井県立青少年センターに関する規則を廃止する規則

福井県立青少年センターに関する規則(昭和四十五年福井県教育委員会規則第十二号) は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

福井県教育委員会行政組織規則（昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号）

改正案

現行

（機関の定義）

第四条 前条に定める機関の定義は、次表のとおりとする。

（機関の定義）

第四条 前条に定める機関の定義は、次表のとおりとする。

教育庁	（略）
本庁	（略）
出先機関	（略）
県立学校	（略）
県立学校以外の教育機関	条例により設置された教育研究所、特別支援教育センター、武道館、図書館、こども歴史文化館、歴史博物館、恐竜博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡資料館、奥越高原青少年自然の家および青年の家をいう。

教育庁	（略）
本庁	（略）
出先機関	（略）
県立学校	（略）
県立学校以外の教育機関	条例により設置された教育研究所、特別支援教育センター、武道館、図書館、こども歴史文化館、歴史博物館、恐竜博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡資料館、青少年センター、奥越高原青少年自然の家および青年の家をいう。

（各課（室）の分掌事務）

第八条 各課（室）の分掌事務は、次表のとおりとする。

（各課（室）の分掌事務）

第八条 各課（室）の分掌事務は、次表のとおりとする。

課（室）名	分掌事務
教育政策課	（略）
学校振興課	（略）
高校教育課	（略）
義務教育課	（略）
生涯学習・文化財課	一、十四（略） 十五 福井県立図書館、福井県文書

課（室）名	分掌事務
教育政策課	（略）
学校振興課	（略）
高校教育課	（略）
義務教育課	（略）
生涯学習・文化財課	一、十四（略） 十五 福井県立図書館、福井県文書

改正案

競技力向上対策課		館、福井県ふるさと文学館、福井県立こども歴史文化館、福井県立青年の家および福井県立奥越高原青少年自然の家に関すること。
	スポーツ保健課	十六、二十八(略)
	(略)	

(名称および位置)

第十九条 条例により設置された県立学校以外の教育機関の名称および位置は、次表のとおりである。

名称	位置
福井県教育研究所	福井市
福井県特別支援教育センター	福井市
福井県立武道館	福井市
福井県立図書館	福井市
福井県立こども歴史文化館	福井市
福井県立歴史博物館	福井市
福井県立恐竜博物館	勝山市
福井県立美術館	福井市
福井県立若狭歴史博物館	小浜市
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	福井市
(削る)	(削る)
福井県立奥越高原青少年自然の家	大野市
福井県立芦原青年の家	あわら市

現行

競技力向上対策課		館、福井県ふるさと文学館、福井県立こども歴史文化館、福井県立青少年センター、福井県立青年の家および福井県立奥越高原青少年自然の家に関すること。
	スポーツ保健課	十六、二十八(略)
	(略)	

(名称および位置)

第十九条 条例により設置された県立学校以外の教育機関の名称および位置は、次表のとおりである。

名称	位置
福井県教育研究所	福井市
福井県特別支援教育センター	福井市
福井県立武道館	福井市
福井県立図書館	福井市
福井県立こども歴史文化館	福井市
福井県立歴史博物館	福井市
福井県立恐竜博物館	勝山市
福井県立美術館	福井市
福井県立若狭歴史博物館	小浜市
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	福井市
福井県立青少年センター	福井市
福井県立奥越高原青少年自然の家	大野市
福井県立芦原青年の家	あわら市

改正案

福井県立鯖江青年の家	鯖江市
福井県立三方青年の家	若狭町

(青年の家の所掌事務)

第二十四条 荻原青年の家、鯖江青年の家および三方青年の家(以下「青年の家」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

一五 (略)

(職員およびその職務)

第三十一条 法、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「図書館法」という。)および博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号。以下「博物館法」という。)ならびに福井県教育研究所設置条例(昭和三十三年福井県条例第七号)、福井県特別支援教育センター設置条例(昭和五十八年福井県条例第三号)、福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年福井県条例第五号)、福井県立こども歴史文化館の設置および管理に関する条例(平成二十一年福井県条例第四十六号)、福井県立奥越高原青少年自然の家の設置および管理に関する条例(昭和五十一年福井県条例第三十二号)および福井県立青年の家設置条例(昭和三十八年福井県条例第七号)に定めるところにより、県立学校以外の教育機関に置く職員およびその職務は、次表のとおりである。

現行

福井県立鯖江青年の家	鯖江市
福井県立三方青年の家	若狭町

(青年の家の所掌事務)

第二十四条 福井県立青少年センター、荻原青年の家、鯖江青年の家および三方青年の家(以下「青年の家」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

一五 (略)

(職員およびその職務)

第三十一条 法、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「図書館法」という。)および博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号。以下「博物館法」という。)ならびに福井県教育研究所設置条例(昭和三十三年福井県条例第七号)、福井県特別支援教育センター設置条例(昭和五十八年福井県条例第三号)、福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年福井県条例第五号)、福井県立こども歴史文化館の設置および管理に関する条例(平成二十一年福井県条例第四十六号)、福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例(昭和四十五年福井県条例第二号)、福井県立奥越高原青少年自然の家の設置および管理に関する条例(昭和五十一年福井県条例第三十二号)および福井県立青年の家設置条例(昭和三十八年福井県条例第七号)に定めるところにより、県立学校以外の教育機関に置く職員およびその職務は、次表のとおりである。

改正案			現行		
機関名	職員名	職務	機関名	職員名	職務
教育研究所	所長	上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	教育研究所	所長	上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。		事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。
	技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。		技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。
	所長	上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		所長	上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
特別支援教育センター	事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。	特別支援教育センター	事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。
	技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。		技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。
	所長	上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		所長	上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。		事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。
武道館	技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。	武道館	技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。
	館長	上司の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		館長	上司の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。		事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。
	技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。		技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。
図書館	館長	図書館法第十三条に定める職務を行う。	図書館	館長	図書館法第十三条に定める職務を行う。
	司書	図書館法第四条に定める職務を行う。		司書	図書館法第四条に定める職務を行う。
	事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。		事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。
	技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。		技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。
こども歴史文化館	館長	博物館法第四条に定める職務を行う。	こども歴史文化館	館長	博物館法第四条に定める職務を行う。
	学芸員	博物館法第四条に定める職務を行う。		学芸員	博物館法第四条に定める職務を行う。
	事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。		事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。
	技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。		技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。
青年の家および青少年自然の家	所長	上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	青年の家および青少年自然の家	所長	上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	社会教育主事	社教法第九条の三に定める職務を行なう。		社会教育主事	社教法第九条の三に定める職務を行なう。
	事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。		事務職員	上司の命を受け、事務に従事する。
	技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。		技術職員	上司の命を受け、技術に従事する。

附 則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

2 (略)

2 (略)

福井県教育庁および教育機関に勤務する職員の勤務に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表
 福井県教育庁および教育機関に勤務する職員の勤務に関する規程 (昭和46年福井県教育委員会訓令第2号)

改正案	現行
第8条 県立学校以外の教育機関に勤務する職員の週休日、月曜日（青年の家に勤務する職員の第3日曜日の属する週にあつては、日曜日）および図書館および子ども歴史文化館に勤務する職員の当該月曜日が、国民の祝日に当たる場合は、当該月曜日を週休日とする。ただし、図書館および子ども歴史文化館に勤務する職員の当該月曜日が、国民の祝日に当たる場合は、当該月曜日を週休日とする。ただし、図書館および子ども歴史文化館に勤務する職員の当該月曜日が、国民の祝日に当たる場合は、当該月曜日を週休日とする。ただし、図書館および子ども歴史文化館に勤務する職員の当該月曜日が、国民の祝日に当たる場合は、当該月曜日を週休日とする。 しない。 2 (略) 附 則 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。	第8条 県立学校以外の教育機関に勤務する職員の週休日は、月曜日（青年センターおよび青年の家に勤務する職員の第3日曜日の属する週にあつては、日曜日）および所屬長の指定する日とする。ただし、図書館および子ども歴史文化館に勤務する職員の当該月曜日が、国民の祝日に当たる場合は、当該月曜日を週休日とする。 2 (略)

福井県教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 新旧対照表
福井県教育委員会職員被服等貸与規程（昭和46年福井県教育委員会訓令第4号）

改正案						現行			
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）			
被貸与者		貸与品目	数量	貸与期間	被貸与者		貸与品目	数量	貸与期間
所属	職				所属	職			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別支援教育センター	(略)	(略)	(略)	(略)	特別支援教育センター	(略)	(略)	(略)	(略)
奥越高原青少年自然の家および青年の家	社会教育および体育指導業務に従事する職員	トレーニングウェア	1	1	青少年センター、奥越高原青少年自然の家および青年の家	社会教育および体育指導業務に従事する職員	トレーニングウェア	1	1
各県立学校（共通）	(略)	(略)	(略)	(略)	各県立学校（共通）	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

福井県教育委員会職員衛生管理規程（平成18年福井県教育委員会訓令第15号）

改正案	現行
別表第2 衛生管理担当者を置く機関（第7条関係） 本庁各課（衛生管理者が所属する課は除く。） 武道館 若狭図書学習センター <u>（削る）</u> 芦原青年の家 鯖江青年の家 三方青年の家	別表第2 衛生管理担当者を置く機関（第7条関係） 本庁各課（衛生管理者が所属する課は除く。） 武道館 若狭図書学習センター 青少年センター 芦原青年の家 鯖江青年の家 三方青年の家
附 則 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。	

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表
 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和50年福井県教育委員会教育長訓令第5号）

改正案		現行	
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
個別的委任事項		個別的委任事項	
受任者	委任事項	受任者	委任事項
(略)	(略)	(略)	(略)
文書館長	(略)	文書館長	(略)
ふるさと文学館長	(略)	ふるさと文学館長	(略)
こども歴史文化館長	(略)	こども歴史文化館長	(略)
(削る)	(削る)	青少年センター所長	1 福井県立青少年センターに関する規則（昭和45年福井県教育委員会規則第112号）の施行に関する事務
			(1) 使用料の減免に関すること。
			(2) 開所時間および休所日を変更すること。
青少年自然の家所長	(略)	青少年自然の家所長	(略)
青年の家所長	(略)	青年の家所長	(略)
附 則			
この訓令は、平成28年6月1日から施行する。			